

公安委員会 説明資料 No. 1	公安委員会の権限に属する事務に係る業務委託契約の専決 について	令和6年6月13日 警務部
---------------------	------------------------------------	------------------

報告事項

**公安委員会の権限に属する事務のうち、令和6年度業務委託契約（生活安全関係3件、刑事部関係1件、交通部関係14件）について、次のとおり専決したので報告する。**

**1 業務委託契約の概要**

No	委託業務名	委託先	契約方法	契約金額(年間)	根拠
1	警備員指導教育責任者等講習業務	一般社団法人 香川県警備業協会	随意	260万1,000円	警備業法
2	風俗営業等の管理者講習及び風俗営業等の許可又は承認申請に対する現地調査業務	公益財団法人 香川県防犯協会連合会	随意	127万1,000円	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
3	技能講習業務	4 指定教習射撃場	随意	1件 1万2,000円 【執行見込額 58万8,000円】	銃砲刀剣類所持等取締法
4	責任者講習業務	公益財団法人 香川県暴力追放運動推進センター	随意	161万8,140円	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
5	安全運転管理者等講習業務	一般財団法人 香川県交通安全協会	一般競争	1,419万円	道路交通法
6	道路交通情報提供に関する業務	公益財団法人 日本道路交通情報センター	随意	1,769万3,500円	〃
7	運転免許証更新等情報提供業務	一般財団法人 香川県交通安全協会	一般競争	1件 26.4円 【執行見込額 572万8,219円】	〃
8	運転免許登録等業務	株式会社クリエアナブキ	一般競争	2,174万1,924円	〃
9	運転免許更新時講習業務	一般財団法人 香川県交通安全協会	一般競争	6,078万円6,000円	〃
10	運転免許処分者等講習業務	一般財団法人 香川県交通安全協会	一般競争	4,125万円	〃
11	臨時高齢者講習等業務	一般財団法人 香川県交通安全協会	一般競争	1,918万4,000円	〃
12	指定自動車教習所職員講習業務	一般社団法人 香川県指定自動車学校協会	随意	291万1,722円	〃
13	仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助等業務	県下16指定自動車教習所	随意	(仮免試験) 1件 228.25円 (作成交付) 1件 109.56円 (試験場借上) 1件1万1,000円 【執行見込額 758万5,207円】	〃
14	原付講習業務	県下16指定自動車教習所	随意	1件 4,125円 【執行見込額 332万4,750円】	〃
15	高齢者講習等業務	県下5指定自動車教習所	随意	(高齢者講習_2時間講習) 1件 6,100円 (高齢者講習_1時間講習) 1件 2,600円 (認知機能検査) 1件 1,020円 (運転技能検査) 1件 3,500円 【執行見込額 7,515万6,920円】	〃
16	小豆島高齢者講習業務	県下3指定自動車教習所	随意	高齢者講習 1件 6,100円 【執行見込額 1,032万7,300円】	〃
17	運転免許取得時講習業務	県下3指定自動車教習所	随意	大型車・中型車講習外8種類 1件 3,915円～2万5,560円 【執行見込額 43万0,920円】	〃
18	臨時高齢者講習等予約受付業務	株式会社クリエアナブキ	一般競争	378万4,968円	〃

**2 契約期間**

令和6年4月1日から1年間 (No8は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間)

報告事項

令和5年度の警察費に係る歳出・歳入決算の概要について報告する。

1 令和5年度警察費歳出・歳入決算概要

(1) 歳出決算

ア 予算額

259億2,350万円（対前年度比：6億6,472万円減）

イ 決算額

253億6,850万円（対前年度比：4億6,739万円減）

ウ 予算額と決算額の差額

5億5,500万円

(ア) 不用額

3億7,957万円

- 給与費 2億2,327万円
- 一般事務費 2,024万円
- 庁舎等管理費 1,535万円
- 警察活動経費 2,611万円 等

(イ) 繰越額

1億7,543万円

- 庁舎等管理費 8,061万円
- 交番・駐在所の整備等事業 2,305万円
- 交通安全施設整備事業 7,177万円

(2) 歳入決算（特定財源のみ）

ア 予算額

27億8,524万円（対前年度比：8億9,373万円減）

イ 決算額

23億5,882万円（対前年度比：9億6,239万円減）

ウ 予算額と決算額の差額

4億2,642万円

- 警察債 3億8,500万円
- 過料等（放置違反金） 2,176万円
- 財産貸付収入 1,102万円 等

2 今後の予定

- ・ 9月県議会定例会に決算書提出
- ・ 10～11月の決算行政評価特別委員会に付託・審議
- ・ 11月県議会定例会で認定

報告事項
------

- 令和6年5月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会0件、警察8件
- 令和6年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会1件、警察14件

### 1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公 安 委 員 会	件 数	0	0	1	0	0								1
	前 年 比	-2	-1	-1	±0	-1								-5
警 察	件 数	1	1	3	1	8								14
	前 年 比	±0	-2	-4	-2	±0								-8

### 2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会					警察				
	5月		累計			5月		累計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺失・拾得届										
窓口・電話対応						1		1		1
各種保護										
職務質問・検問										
110番対応・臨場										
各種相談								1	1	
少年補導										
被害届等								1	1	
告訴・告発										
捜査(逮捕、取調等)				2 (2)		5		7	5 (3)	5
交通指導取締り			1		1					
交通事故処理										
その他				1 (1)		2	2	4	2	2
合 計	0	0	1	3 (3)	1	8	2	14	9 (3)	8

(注) 処理欄の ( ) 内の数字は、前年までの受理分で内数

### 3 主な感謝事例

- 地域警察官の見守り活動に対する礼状の受理

公安委員会 説明資料 No. 4	「令和6年度（第57回）交通安全子ども自転車 香川県大会」の開催について	令和6年6月13日 交通部
---------------------	---	------------------

**報告事項**

**児童への自転車の正しい乗り方の指導を通じて、交通安全知識や技能の向上を図り、交通事故防止に寄与することを目的に、交通安全子ども自転車香川県大会を開催する。**

**1 開催日時**

令和6年6月29日（土）午前9時00分から午後4時00分までの間

**2 開催場所**

丸亀市飯山町東坂元 2713 番地 1 飯山総合運動公園体育館

**3 主催等**

(1) 主催

一般財団法人香川県交通安全協会、各地区交通安全協会、香川県警察本部

(2) 後援

香川県教育委員会

**4 参加チーム**

8チーム、選手32人（1チーム4人）

〔各地区交通安全協会別参加小学校〕

地区安協	小学校名	地区安協	小学校名
東かがわ	東かがわ市立白鳥小学校	多度津	多度津町立四箇小学校
高松北	高松市立高松第一小学校	琴平	まんのう町立四条小学校
坂出	坂出市立東部小学校	三豊	三豊市立松崎小学校
高松西	綾川町立羽床小学校	観音寺	観音寺市立豊浜小学校

**5 大会次第（競技種目）**

(1) 学科テスト

「交通規則」、「道路標識・標示」及び「自転車の安全な乗り方」に関する問題（60問）を出題し、理解度を採点

(2) 開会式

(3) 実技テスト

ア 安全走行：自転車の正しい乗り方と安全な走行を評定

イ 技能走行：自転車の乗り方の熟練度を評定

(4) 県警察音楽隊ドリル演奏

(5) 表彰（団体：3チーム、個人：10人）及び閉会式

**6 参考**

本大会で優勝したチームは、令和6年8月7日（水）、東京都内で開催予定である「第56回交通安全子ども自転車全国大会」に香川県代表として出場する。

公安委員会 説明資料 No. 5	指定自動車教習所に対する監督命令について	令和6年6月13日 交 通 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">報告事項</div> <b>不適正な教習を実施した指定自動車教習所に対し、道路交通法の規定に基づく監督命令を実施した。</b>		
<p><b>1 不利益処分の名宛人</b>  教習所名 A自動車学校  設置者 甲男  管理者 乙女</p> <p><b>2 不利益処分の内容等</b>  (1) 不利益処分の内容  監督命令  ア 業務管理の徹底及び責任の所在の明確化  イ 再発防止策の策定報告  (2) 根拠規定  道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の7第2項  (3) 処分年月日  令和6年3月12日  (4) 処分理由  当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習水準の維持向上に努めなければならないところ、普通自動車（AT限定免許）に係る技能教習において、仮免許練習標識を表示させず不適正な路上教習を実施したことによる。</p> <p><b>3 弁明機会の付与</b>  不利益処分の名宛人に対して弁明の機会を付与したところ、原因となる不適正事を認め、処分に対して異議はなく再発防止に努めるとの弁明書が提出された。</p> <p><b>4 指定自動車教習所による再発防止策</b>  (1) 管理者による全職員に対する指導  (2) 教習前に「仮免許練習中」標識の指差し確認  (3) 確認事項をチェックする確認表の作成及び運用  (4) 管理者及び副管理者による、朝礼時における注意喚起及び確認状況の抜打ちチェック</p> <p><b>5 県警察としての再発防止策</b>  (1) 管理者対象の管理者会議（令和6年4月19日開催）において指導  (2) 教習指導員等を対象とした法定講習において指導予定  (3) 当該自動車学校に対して随時検査（無通告の立入調査）を実施し、再発防止策の履行状況を確認予定</p>		